

理由(案)

水俣広域公園は、水俣湾等公害防止事業により完成した埋立地に、『環境』と『健康』をテーマに、ともに集い憩える緑豊かな公園」として、平成2年に整備が始まった。平成8年には24.2haの広域公園として都市計画決定を行い、平成24年にその区域を41.8haに拡大する変更を行った。

現在では、年間利用者数が50万人を超える県南地域の主要な観光地として位置付けられるまでに至り、さらなる交流人口の拡大につなげるため、水俣・芦北地域振興計画において、大規模スポーツ大会誘致や利用者ニーズに応じた公園施設の整備を行うこととされている。

このため、水俣都市計画区域における、広域交流機能の充実や総合的な健康福祉の増進を図る観点から、水俣広域公園の区域を拡大し、「屋根付き施設(屋内運動施設)」の整備を行うものである。